

非課税対象施設一覧表
〔地方税法第701条の34〕

地方税法 根拠規定	対 象	要 件 等	資産割	従業者割
701 の 34 ①	国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○
701 の 34 ②	公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
701 の 34 ③-3	教育文化施設	博物館法第2条第1項の博物館、図書館法第2条第1項の図書館、学校教育法附則第6条により設置された幼稚園	○	○
701 の 34 ③-4	公衆浴場	都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場。公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項	○	○
701 の 34 ③-5	と畜場	と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項のと畜場	○	○
701 の 34 ③-6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項の死亡獣畜取扱場	○	○
701 の 34 ③-7	水道施設	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○
701 の 34 ③-8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の市町村長の許可若しくは同法第9条の8第1項の環境大臣の認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-9	病院・診療所等	医療法第1条の5の病院及び診療所、介護保険法第8条第28項、第29項に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの及び介護医療院で医療法人が開設するもの並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○
701 の 34 ③-10	生活保護施設	生活保護法第38条第1項の保護施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 2	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 3	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 4	認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○
701 の 34 ③-10 の 5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3の老人福祉施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 6	障害者支援施設	障害者自立支援法第5条第11項の障害者支援施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 7	社会福祉事業用施設	社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの（整理番号10から15までの該当施設を除く）	○	○
701 の 34 ③-10 の 8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の4第61項の包括的支援事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-10 の 9	認可保育事業施設	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設（児童福祉法の第6条の3第9項、第11項、第12項）	○	○

地方税法 根拠規定	対 象	要 件 等	資産割	従業者割
701 の 34 ③-11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-12	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-14	卸売市場等	卸売市場法第 2 条第 2 項の卸売市場及びその機能を補完する施設	○	○
701 の 34 ③-16	電気事業用施設	電気事業法第 2 条第 1 項第 1 号の一般電気事業又は同項第 3 号の卸電気事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-17	ガス事業用施設	ガス事業法第 2 条第 1 項の一般ガス事業又は同条第 3 項の簡易ガス事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-18	中小企業の集積の 活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 1 5 条第 1 項第 3 号ロの連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの貸付を受けて設置する施設	○	○
701 の 34 ③-19	中小企業の産業の国際 競争力強化事業等に供 する施設	総合特別区域法第 2 条第 2 項第 5 号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第 3 項第 5 号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付けを受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-20	鉄道事業用施設	鉄道事業法第 7 条第 1 項の鉄道事業者又は軌道法第 4 条の軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-21	自動車運送事業用施設	道路運送法第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項の一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第 2 条第 6 項の貨物利用運送事業のうち同条第 4 項の鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第 8 項の第 2 種貨物利用運送事業のうち同条第 3 項の航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-22	自動車運送事業用施設 自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法（昭和 3 4 年法律第 1 3 6 号）第 2 条第 6 項のバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-23	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る施設	○	○
701 の 34 ③-24	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号の電気通信役務を提供する同条第 4 号の電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項の一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○

地方税法 根拠規定	対 象	要 件 等	資産割	従業者割
701 の 34 ③-25 の 2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務の用に供する施設	○	○
701 の 34 ③-26	勤労者の福利厚生施設	<p>福利厚生施設とは、事業所の事業活動の用に供されているものではなく、事業主が従業員の福利厚生のために設置した施設のことを言います。なお、事業活動の用に供される施設か否かの判断については、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断することになります。</p> <p>ア) 一般的に福利厚生施設とされるもの 体育館、保養所、更衣室、休憩室、娛樂室、売店、食堂、医療室、理髪室等です。</p> <p>イ) 福利厚生施設とされないもの 業務の性質上設置された施設は福利厚生施設とされません。例えば、研修所、夜間勤務者のための仮眠室、制服着用が義務付けられた事業所の更衣室、現場作業員のための浴場、事業に関する専門知識向上のための図書室、その他、廊下等に置かれた自動販売機、通勤施設としての駐車場棟があります。また、会議室と兼用している休憩室等も非課税になりません。</p>	○	○
701 の 34 ③-27	路外駐車場	<p>駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自転車のための施設であって、一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。</p> <p>ア) 都市計画駐車場</p> <p>イ) 届出駐車場（駐車場法の規定に基づく届出に係るもの）</p> <p>ウ) 不特定多数の者が利用する公共施設等から概ね200mの距離の範囲内にあつて、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの。</p> <p>（公共施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅等の交通施設 ・ 美術館、図書館、博物館等の文化施設 ・ 都道府県庁、市役所等の公的施設 ・ 商店街、大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限る。） ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学 ・ その他の公益上必要な施設 <p>（注）次に掲げる部分は路外駐車場に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の駐車部分のすべての月極貸（年貸）する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の一部について月極貸（年貸）をしている場合の当該一部。 	○	○
701 の 34 ③-28	駐車場	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号の原動機付自転車又は同項第11号の2の自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p>	○	○

地方税法 根拠規定	対 象	要 件 等	資産割	従業者割
701 の 34 ③-29	高速道路事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号、第2号又は第4号の事業の用に供する施設	○	○
701 の 34 ④	消防用設備等 及び防災施設・設備等	百貨店、旅館その他の消防法（昭和26年法律第186号）第17条第1項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項の消防用設備及び同条第3項の特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条の避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備	○	—
701 の 34 ⑤	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第9条第1項の港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設	—	○